

# 志賀町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



石川県志賀町



# 目 次

## 1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 計画	12

## 3 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	15
(3) 計画	16
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

## 4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

## 6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	22
------------	----

(2) その対策	24
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
<b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
<b>8 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
<b>9 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
<b>10 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
<b>11 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	36
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
<b>事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）</b>	<b>38</b>

# 1 基本的な事項

## (1) 町の概況

### ① 自然的条件

本町は、石川県の北部南西寄り、能登半島中央部の外浦海岸に位置し、東西12.7km、南北31.0kmと南北に長く、西は日本海に面し、北は輪島市や穴水町に、東は眉丈山に連なる丘陵地帯で七尾市や中能登町に、南は羽咋市に接している。

車で金沢からのと里山海道経由で北へ約1時間、公共交通機関ではJR羽咋駅からバスで約30分、のと里山空港からは約40分の位置にある。

町の面積は246.76k㎡で、林野が約66%を占め、経営耕地が約12%、宅地が約3%、その他が約19%となっている。

豊かな自然に恵まれ、奇岩怪石や白砂青松の海岸線は、能登半島国定公園の一部で能登金剛と称され、義経の舟隠しやヤセの断崖とともに能登を代表する景勝地となっており、平成23年6月には、この優れた自然景観や伝統文化、風習などが高く評価され、本町を含む「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されている。

### ② 歴史的条件

本町の歴史は古く、縄文時代や弥生時代、古墳時代の遺跡が多く存在している。

富来地域では、奈良時代から平安時代にかけて、渤海国（現在のロシア、中国、北朝鮮の国境あたり）との交流があり、藩政期には、福浦港は北前船の西廻り航路の寄港地として栄えた歴史を有する。

また、志賀地域におけるかつての福野潟は於古川の運ぶ土砂により埋め立てられ、美田の広がる福野平野へと変わり、河口の海岸部には天然の良港を擁し、若狭の国（福井県）の高浜町から多くの漁師が住み着いたことから、高浜町という地名になり、現在、町中心部の市街地を形成している。

文化遺産としては、室町時代に建立された松尾神社本殿が国指定重要文化財となっているほか、町指定無形民俗文化財の堀松綱引き祭り、数十基のキリコが繰り出す富木八朔祭礼、県内で最も古い歴史を持つ太鼓打競技大会などの祭礼や伝統行事が継承されている。

このような歴史、伝統文化が引き継がれてきた本町は、平成17年9月1日に志賀町と富来町の2町が合併し、現在の町域を構成している。

### ③ 社会的条件

平成15年7月の能登空港の開港、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、首都圏とのアクセスが格段に向上したことにより、本県を訪れる観光客は大幅に増加し、交流人口の拡大が図られている。

広域道路網としては、本町の南部をのと里山海道が縦断しており、町内には、上棚矢駄IC、西山IC、徳田大津ICの3つのインターがあることから、県中心部の金沢や奥能登とのアクセスが容易となっている。

さらに、徳田大津ICは、平成27年に全線開通した能越自動車道七尾氷見道路に接続してお

り、富山や岐阜、名古屋方面へのアクセスも向上している。

本町では、これらの機会を捉え、レンタカー利用者をはじめ、学生等の部活動やゼミ等の合宿で本町の宿泊施設を利用した場合の宿泊費の一部を助成するなど、町外からの観光客を取り込むための施策を実施してきたところである。

また、主要幹線道路については、町の中心部を国道249号が縦貫しており、志賀地域（旧志賀町）と富来地域（旧富来町）の市街地を連携する重要路線となっている。

公共交通については、本町にはJRは通っておらず、民間バス事業者の路線バスと平成14年度から運行を開始した町営のコミュニティバスが地域住民の移動手段となっている。

路線バスにおいては、富来地域から金沢市までの直行便も運行（所要時間 約2時間、1日1往復）されているが、ライフスタイルの変化や交通アクセスの向上等により、車利用が大半で、バス利用者は年々減少しており、民間バス事業者の撤退も危惧される状況となっている。

#### ④ 経済的条件

本町においては、古くから農林水産業が基幹産業であり、平成27年の第1次産業就業人口割合は10.0%と、石川県全体（3.1%）と比較して高い割合を示しているが、昭和50年の34.5%から減少の一途を辿っており、逆に、第2次、第3次産業が大幅に増加している状況にある。

特産品については、農業では、志賀産米のコシヒカリをはじめ、ころ柿（干し柿）、能登すいかなど、漁業では、甘エビ、ズワイガニのほか、サバやハマチ、畜養による西海サーモンなどがあり、町内2カ所の道の駅（ころ柿の里しか、とぎ海街道）などで直売している。

工業は、かつて繊維工業が主力であったが、現在は、能登中核工業団地や堀松工場団地への企業立地が進み、電気機械や精密機械を中心に出荷額を伸ばし、これに伴い、第2次産業就業人口も年々増加し、平成27年は31.8%と、石川県全体（28.5%）より高くなっている。

また、町中央の海岸部に志賀原子力発電所（原子炉2基）が立地し、丘陵地には、ホテルや公共の宿、ペンションや別荘地などが集約する志賀の郷リゾートがあるのが特徴である。

商業は、志賀地域、富来地域ともに、かつての中心市街地の商店街から国道249号沿道に郊外型商業施設が進出している。

観光は、能登観光の主要拠点である能登金剛や志賀の郷リゾートをはじめ、世界一長いベンチ、キャンプ場や海水浴場など、多様な資源を有しており、体験・滞在型の観光を推進している。

#### ⑤ 過疎の状況

本町の人口は、昭和50年国勢調査時に30,921人だったものが、平成27年では、20,422人と大幅に減少している。

年齢階層別では、15歳から29歳までの若年者人口は、6,011人から1,810人と、4,201人、約70%減少し、逆に、65歳以上の高齢者人口は、3,705人から8,213人と、4,508人、約122%の増となっており、少子高齢化が進行している状況にある。

この間、本町では、過疎対策として、小・中学校、保育所の統廃合や建設をはじめ、福祉施設や体育施設の整備、西山台やみらいとうぶの定住促進住宅地の造成等を積極的に推進する

とともに、就業の場を確保するための企業誘致や子育て・教育環境の充実など、ハード・ソフト両面から様々な地域の環境整備に努めてきたところであるが、人口の大幅な減少を抑止するまでには至っていない状況にある。

過疎地域の指定については、平成2年に過疎地域活性化特別措置法（H2～H11年度）において、旧富来町の区域が指定を受け、その後、過疎地域自立促進特別措置法により、引き続き指定地域とされ、平成17年の合併に伴う経過措置により、旧志賀町の区域が5年間に限り「みなし過疎地域」として加えられ、平成21年度までは、合併後の志賀町全体が過疎地域として指定されていた。

その後、平成22年度からは、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、富来地域（旧富来町）のみが一部過疎となっていたが、今回の法改正により、令和3年度から志賀地域（旧志賀町）も一部過疎の指定を受けられることとなった。

本町の過疎地域における今後の方向性については、町の総合計画や町創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画等の振興対策に基づき、より高度化・広域化する住民のニーズに対応し、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、産業振興を主体とした住民の就業機会の増大、若年層を中心とした移住定住促進対策、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない総合的な支援等に取り組んでいく必要がある。

## （2）人口及び産業の推移と動向

### ① 人口の推移と今後の見通し

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）で見るとおり、本町における平成27年の国勢調査人口は20,422人で、昭和50年と比較して、10,499人、34.0%の減少となっている。

年齢階層別の人口の推移をみると、若年ほど減少率が高く、特に0～14歳階層では、昭和50年と比較すると、5,400人、72.3%の著しい減少率を示している。

これは、15歳～29歳の若年層が、進学や就業機会の場を求めて都市部へ流出したことにより、長期間にわたる生産年齢層、特に若者層を中心とした人口流出が出生率の低下を招いたものと考えられる。

その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加の一途を辿り、昭和50年と比較すると、4,508人、121.7%増加し、平成27年国勢調査人口総数の40.2%となっており、今後も、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少と併せて、高齢化が進んでいくものと予測される。

本町では、令和2年3月に改訂した人口ビジョンにおいて、2040年（令和22年）の目標人口を14,000人、2060年（令和42年）は9,800人に設定しているところであり、今後も、地域の担い手である若年層の移住定住の促進とさらなる企業誘致の推進、子育て環境の充実等に取り組んでいく必要がある。

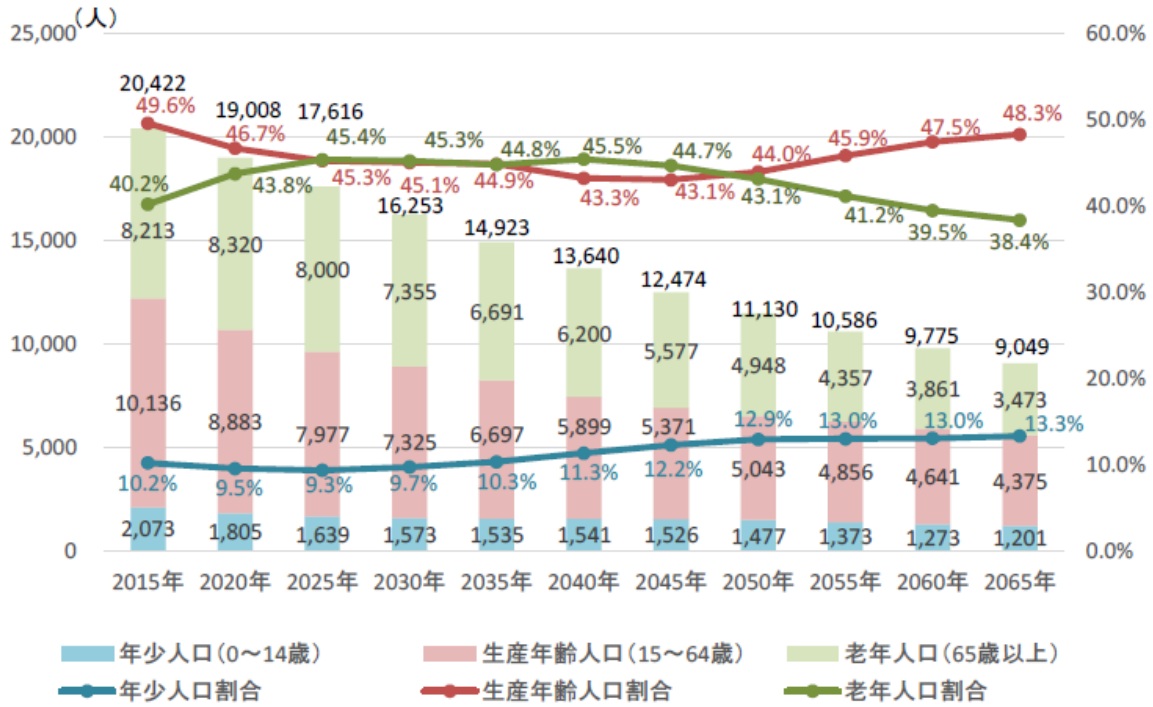
●表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	町全体	人 35,412	—	人 30,921	% △ 12.7	人 30,636	% △ 0.9	人 29,828	% △ 2.6	人 28,782	% △ 3.5
	志賀地域	19,556	—	17,407	△ 11.0	17,395	△ 0.1	17,244	△ 0.9	17,188	△ 0.3
	富来地域	15,856	—	13,514	△ 14.8	13,241	△ 2.0	12,584	△ 5.0	11,594	△ 7.9
0歳～14歳	町全体	12,433	—	7,473	△ 39.9	7,160	△ 4.2	6,477	△ 9.5	5,187	△ 19.9
	志賀地域	6,808	—	4,161	△ 38.9	4,025	△ 3.3	3,798	△ 5.6	3,203	△ 15.7
	富来地域	5,625	—	3,312	△ 41.1	3,135	△ 5.3	2,679	△ 14.5	1,984	△ 25.9
15歳～64歳	町全体	20,023	—	19,743	△ 1.4	19,185	△ 2.8	18,561	△ 3.3	18,176	△ 2.1
	志賀地域	11,108	—	11,169	0.5	10,993	△ 1.6	10,774	△ 2.0	10,994	2.0
	富来地域	8,915	—	8,574	△ 3.8	8,192	△ 4.5	7,787	△ 4.9	7,182	△ 7.8
うち15歳～29歳 (a)	町全体	6,606	—	6,011	△ 9.0	4,904	△ 18.4	4,190	△ 14.6	4,117	△ 1.7
	志賀地域	3,592	—	3,478	△ 3.2	2,944	△ 15.4	2,567	△ 12.8	2,694	4.9
	富来地域	3,014	—	2,533	△ 16.0	1,960	△ 22.6	1,623	△ 17.2	1,423	△ 12.3
65歳以上 (b)	町全体	2,956	—	3,705	25.3	4,291	15.8	4,788	11.6	5,416	13.1
	志賀地域	1,640	—	2,077	26.6	2,377	14.4	2,670	12.3	2,990	12.0
	富来地域	1,316	—	1,628	23.7	1,914	17.6	2,118	10.7	2,426	14.5
(a)／総数 若年者比率	町全体	18.7	—	19.4	—	16.0	—	14.0	—	14.3	—
	志賀地域	18.4	—	20.0	—	16.9	—	14.9	—	15.7	—
	富来地域	19.0	—	18.7	—	14.8	—	12.9	—	12.3	—
(b)／総数 高齢者比率	町全体	8.3	—	12.0	—	14.0	—	16.1	—	18.8	—
	志賀地域	8.4	—	11.9	—	13.7	—	15.5	—	17.4	—
	富来地域	8.3	—	12.0	—	14.5	—	16.8	—	20.9	—

区 分		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	町全体	人 26,965	% △ 6.3	人 25,396	% △ 5.8	人 23,790	% △ 6.3	人 22,216	% △ 6.6	人 20,422	% △ 8.1
	志賀地域	16,425	△ 4.4	15,687	△ 4.5	14,813	△ 5.6	14,153	△ 4.5	13,346	△ 5.7
	富来地域	10,540	△ 9.1	9,709	△ 7.9	8,977	△ 7.5	8,063	△ 10.2	7,076	△ 12.2
0歳～14歳	町全体	4,065	△ 21.6	3,258	△ 19.9	2,796	△ 14.2	2,402	△ 14.1	2,073	△ 13.7
	志賀地域	2,642	△ 17.5	2,157	△ 18.4	1,952	△ 9.5	1,742	△ 10.8	1,615	△ 7.3
	富来地域	1,423	△ 28.3	1,101	△ 22.6	844	△ 23.3	660	△ 21.8	458	△ 30.6
15歳～64歳	町全体	16,665	△ 8.3	15,201	△ 8.8	13,586	△ 10.6	12,233	△ 10.0	10,136	△ 17.1
	志賀地域	10,293	△ 6.4	9,662	△ 6.1	8,819	△ 8.7	8,228	△ 6.7	7,096	△ 13.8
	富来地域	6,372	△ 11.3	5,539	△ 13.1	4,767	△ 13.9	4,005	△ 16.0	3,040	△ 24.1
うち15歳～29歳 (a)	町全体	3,797	△ 7.8	3,338	△ 12.1	2,563	△ 23.2	2,147	△ 16.2	1,810	△ 15.7
	志賀地域	2,582	△ 4.2	2,377	△ 7.9	1,912	△ 19.6	1,622	△ 15.2	1,360	△ 16.2
	富来地域	1,215	△ 14.6	961	△ 20.9	651	△ 32.3	525	△ 19.4	450	△ 14.3
65歳以上 (b)	町全体	6,235	15.1	6,937	11.3	7,408	6.8	7,581	2.3	8,213	8.3
	志賀地域	3,490	16.7	3,868	10.8	4,082	5.5	4,183	2.5	4,635	10.8
	富来地域	2,745	13.1	3,069	11.8	3,326	8.4	3,398	2.2	3,578	5.3
(a)／総数 若年者比率	町全体	14.1	—	13.1	—	10.8	—	9.7	—	8.9	—
	志賀地域	15.7	—	15.2	—	12.9	—	11.5	—	10.2	—
	富来地域	11.5	—	9.9	—	7.3	—	6.5	—	6.4	—
(b)／総数 高齢者比率	町全体	23.1	—	27.3	—	31.1	—	34.1	—	40.2	—
	志賀地域	21.2	—	24.7	—	27.6	—	29.6	—	34.7	—
	富来地域	26.0	—	31.6	—	37.1	—	42.1	—	50.6	—



●表 1 - 1 (2) 人口の見通し (志賀町人口ビジョン)



## ② 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

表1-1(3) 産業別人口の動向から見られるように、本町の就業者比率は、全国的な傾向と同様、第1次産業から第2次、第3次産業への移行が進んでいる状況にある。

昭和50年の第1次産業就業人口比率は34.5%であったが、社会経済情勢が変化していく中で、農業の兼業化が進んだことや就業者の高齢化や後継者不足、さらには、若年層の他産業への就業等により年々減少し、平成27年では10.0%となっている。

一方、第2、第3次産業就業人口は、第1次産業人口の減少に伴い、いずれも増加し、特に第3次産業就業人口は、平成27年では58.2%と高い率となっている。

このような中で、今後、第1次産業においては、さらなる農林水産業の振興に努めるとともに、6次産業化に向けた商品開発や販路拡大を図ることで、新たな仕事や担い手の確保につなげ、第2次産業においては、引き続き、企業誘致の推進と既存立地企業の支援に努め、第3次産業においては、地域の特性や強み、資源を最大限に活用して、観光産業の育成と観光関連施設の密接な連携、都市住民との交流等を促進し、さらなる町の産業振興を図っていく必要がある。

●表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,060		人 16,872	% △ 11.5	人 16,736	% △ 0.8	人 15,879	% △ 5.1	人 15,709	% △ 1.1
第1次産業 就業人口比率	63.8		34.5	—	27.9	—	24.0	—	18.4	—
第2次産業 就業人口比率	12.3		30.3	—	33.5	—	34.2	—	41.6	—
第3次産業 就業人口比率	23.9		35.2	—	38.6	—	41.8	—	40.0	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,959	% △ 4.8	人 13,198	% △ 11.8	人 12,209	% △ 7.5	人 10,617	% △ 13.0	人 9,884	% △ 6.9
第1次産業 就業人口比率	16.7	—	11.5	—	12.3	—	10.6	—	10.0	—
第2次産業 就業人口比率	39.2	—	40.9	—	35.3	—	33.1	—	31.8	—
第3次産業 就業人口比率	44.1	—	47.6	—	52.4	—	56.3	—	58.2	—

### (3) 行財政の状況

#### ① 行財政

本町の財政状況は表1-2(1)に示すとおりであり、実質公債費比率は改善されたが、財政力指数は、令和元年度で0.62、経常収支比率は94.9となっており、年々財政構造の硬直化が進んでいる状況にある。

このような中、志賀原子力発電所に係る大規模償却資産を含めた固定資産税をはじめとする町税は年々減少し、令和2年度をもって合併算定替えが終了したことや国調人口の減などにより、普通交付税も減少していくものと見込まれる一方で、歳出において、高齢化の加速による社会保障関係経費をはじめとする扶助費は高い水準で推移し、老朽化が進む公共施設・インフラの改修や長寿命化に多額の財政負担を伴い、さらには、今後、広域圏で計画しているごみ処理施設や斎場の建設事業に多額の負担金が生じることから、大変厳しい財政運営が続くものと見込まれている。

このような状況を踏まえ、不断の行政改革を実行しながら、規律ある財政計画に基づく効率的で効果的な行財政運営を推進し、財政基盤の強化を図っていく必要がある。

●表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	14,917,279	16,586,353	14,143,886
一般財源	9,585,691	9,341,660	8,789,093
国庫支出金	1,461,913	1,977,514	1,723,094
都道府県支出金	752,998	1,038,365	864,475
地方債	242,400	1,383,200	938,600
うち過疎債	82,300	138,700	275,300
その他	2,874,277	2,845,614	1,828,624
歳出総額 B	14,801,112	16,471,775	13,964,300
義務的経費	6,388,876	5,282,788	4,839,009
投資的経費	1,072,374	3,924,427	2,657,021
うち普通建設事業	1,061,577	3,914,804	2,082,090
その他	7,339,862	7,264,560	6,468,270
過疎対策事業費	112,391	139,028	354,703
歳入歳出差引額 C(A-B)	116,167	114,578	179,586
翌年度へ繰り越すべき財源 D	42,035	22,840	50,151
実質収支 C-D	74,132	91,738	129,435
財政力指数	0.90	0.74	0.62
公債費負担比率	21.1	18.9	16.7
実質公債費比率	13.1	12.7	8.8
経常収支比率	86.8	89.8	94.9
将来負担比率	70.4	2.2	—
地方債現在高	16,943,249	11,233,863	8,861,954

## ② 施設整備水準等の現況と動向

本町における公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等の実施により、計画的な進捗が図られてきたところである。

しかしながら、町道の改良率については、町域が広大で集落が点在しており、町道の路線数が多く、延長が長いことから、令和元年度末現在で47.0%に留まっている状況にある。

また、水道普及率については令和元年度末で94.8%、水洗化率については77.3%となっており、生活環境の向上が図られているが、さらなる事業の推進が求められている。

今後も公共施設等総合管理計画や個別施設計画の方針に基づき、計画的な整備を進めていく必要がある。

●表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
町道	改良率 (%)	54.0	23.6	34.8	40.7	47.0
	舗装率 (%)	62.3	68.6	82.1	84.8	87.0
農道	延長 (m)	—	612,700	609,581	614,910	605,643
	耕地1ha当たり 農道延長 (m)	185.5	144.3	148.8	—	—
林道	延長 (m)	—	144,195	140,509	136,204	138,514
	林野1ha当たり 林道延長 (m)	16.7	18.0	16.7	—	—
水道普及率 (%)		87.4	89.2	94.1	94.2	94.8
水洗化率 (%)		18.9	31.9	59.1	70.1	77.3
人口千人当たり病院、診 療所の病床数 (床)		12.1	13.1	13.3	11.9	8.4

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成28年度に策定した第2次志賀町総合計画において、世界農業遺産にも認定された能登の里山里海の豊かな自然に恵まれ、町民が培ってきたもてなしの心は、本町が誇るべき宝であり、これらの宝を大切にしていこう考えのもとで、町の将来像を「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」と設定し、企業誘致の推進をはじめ、若い世代の移住定住を促進するための新たな住宅地「みらいとうぶ」の造成など、様々な施策を進めてきた。

また、これまで過疎地域に指定されてきた富来地域については、観光資源が集積することから、総合計画において住民や来訪者の「交流促進エリア」に位置づけ、巖門園地やヤセの断崖等の観光地魅力アップ事業をはじめ、主要観光施設のシーサイドヴィラ渤海やふるさと文化セ

ンターの改修、交流人口拡大のための食をテーマとしたイベント開催など、ハード・ソフト両面から、各種の過疎対策事業を実施し、一定の成果を挙げてきたところである。

しかしながら、少子高齢化や若年層の人口流出、地域経済の低迷が続くなど、構造的な課題の解決には至っておらず、今後も積極的な事業の推進が求められている。

本計画においては、これまでの富来地域に加え、志賀地域も一部過疎に指定されたことから、町全域での取組を登載するものであり、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルスの感染拡大など、厳しい社会経済情勢が続く中、継続して、企業誘致の推進や若い世代の移住定住の促進をはじめ、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援や教育環境の充実、道路や農業・漁業施設の整備や第1次産業における担い手の育成、地域の伝統文化の保存・継承、集落の活力維持などの取組を着実に推進し、過疎地域の持続的発展につなげていく方針である。

## **(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

志賀町人口ビジョンで示したとおり、2060年（令和42年）まで人口減少は続く見通しであるものの、地域の活力が低下しないよう、第2次志賀町総合計画及び第2期志賀町創生総合戦略に掲げた基本目標の実現に向かって各種施策を実行し、魅力あるまちづくりを推進することで、将来人口の減少幅を抑制し、目標人口を維持することを目指すものとする。

目標指標	令和2年度	令和7年度
国勢調査人口	18,641人（速報値）	17,616人

## **(6) 計画の達成状況の評価に関する事項**

本計画の基本目標については、志賀町創生総合戦略及び人口ビジョンと同様の目標値としており、総合戦略の達成状況については、毎年度、議会に報告し、広報やホームページ等で公表することから、本計画の達成状況についても、併せて評価、公表が行われることになる。

## **(7) 計画期間**

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年とする。

## **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

本町では、平成28年度に志賀町公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な視点から、次頁の基本方針を設定し、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を推進しているところであり、本計画においては、この方針と整合性を図るものとする。

## ●志賀町公共施設等総合管理計画における基本方針

### ◆基本方針

- ア. 公共施設等の効率的な運営を進めます。
- イ. 行政サービスの低下を抑えつつ、総量の見直しを進めます。
- ウ. 引き続き保有する施設は、安全確保とともに長寿命化を図ります。

### ①点検・診断等の実施方針

- ▼計画的、効率的な点検・診断等を実施します。
  - ・施設管理者による自主的な日常点検・定期点検を実施します。必要に応じて専門業者による診断等を行います。
  - ・点検・診断等の結果は、記録として蓄積し、活用します。
  - ・必要に応じて点検・診断等のマニュアルを整備します。

### ②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ▼予防保全型の維持管理を進めます。
  - ・不具合等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全等を行う「予防保全型」への転換を進めます。
- ▼維持管理・修繕・更新等の優先順位を定めます。
  - ・施設の状態を的確に把握し、優先順位を設定します。
- ▼修繕・更新に合わせ機能性の向上を図ります。
  - ・利用者ニーズの変化への対応、安全性の向上、維持管理のしやすさ、長寿命化への配慮など、多面的な視点から機能性の向上を図ります。
- ▼民間活力の導入を推進します。
  - ・指定管理者制度や PPP/PFI など民間活力の導入を検討します。

### ③安全確保の実施方針

- ▼危険性が認められた場合には最優先で措置します。
- ▼同種・類似施設のリスクを回避します。
  - ・危険性が認められた施設と同種・類似の施設について、早急に点検・診断等を実施します。

### ④耐震化の実施方針

- ▼計画的に耐震化を進めます。
  - ・優先順位を定めて、耐震補強を計画的に進めます。
- ▼非構造部材についても必要な安全対策を講じます。
  - ・外壁、ガラス、天井の落下防止等を順次実施します。

### ⑤長寿命化の実施方針

- ▼長寿命化計画の策定・改定を進めます。
  - ・今後も維持する施設については、個別に長寿命化計画等の策定または改定を進めます。
- ▼大規模改修とあわせて長寿命化対策を進めます。

### ⑥統合や廃止の推進方針

- ▼公共サービスの維持に十分配慮しながら統合・廃止を進めます。
  - ・町民等との意見交換の機会を積極的に設けるなどしながら、丁寧かつ慎重に進めます。
- ▼個別施設ごとの方針を明らかにするため「再編整理計画」の策定を進めます。
  - ・策定段階での住民参加や計画の公表等を通じて、町民等との意識共有を図ります。
- ▼廃止後の施設や敷地の有効活用等について検討します。
  - ・民間への譲渡や売却、取り壊しを行った上での敷地の売却処分を検討します
  - ・暫定的に町民等への開放や貸付など有効活用の方法を検討します。

### ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ▼町職員等の意識を高めるための研修を継続的に実施します。
- ▼地方公会計制度・固定資産台帳整備との連携を図ります。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

地方から都市部への人口流出が多く自治体における課題となっている中、本町でも、転出超過傾向が続き、人口減少の大きな要因となっており、特に若い世代の人口減少が顕著で、進学や就職を契機とした人口流出に歯止めが掛からない状況となっている。

このことに対処するため、本町では、これまで志賀地域に西山台（89区画）やみらいとうぶ（79区画）の新たな住宅地を造成し分譲するとともに、富来地域において、ますほの丘住宅（ファミリー向け住宅1棟12戸、単身者向け住宅1棟8戸）を建設し、若い世代の移住定住を促進してきた。

また、みらいとうぶの造成に先立ち、志賀地域の小学校を統廃合し、造成地に隣接する旧小学校跡地に志賀小学校と放課後児童クラブを建設し、教育・子育て環境の充実を図るとともに、住宅地の分譲にあたっては、定住促進奨励金制度を創設し、若い世代の経済的な負担を支援してきたところであり、みらいとうぶでは、令和3年3月末現在、76世帯、261人が定住され、新しい住宅地が形成されている。

今後も人口減少が進む中で、さらなる移住定住の促進に向けた取組が求められており、積極的な施策の推進が必要となっている。

#### ② 地域間交流

本町は、世界農業遺産に認定された能登の里山里海の恵まれた自然景観、伝統文化や観光資源を有しており、この優位性を生かし、町観光協会では、平成28年度から「西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊」イベントを実施してきたところである。

今後も本町の魅力に磨きをかけながら、観光や産業、移住定住などと連携した取組を実施し、地域間交流の促進や交流人口の拡大につなげていくことが求められている。

### (2) その対策

#### ① 移住・定住

みらいとうぶにおける3期にわたる住宅地造成工事を終え、計画していた事業は完了となったが、民間の認定こども園「すばる幼稚園」が、みらいとうぶに隣接する場所に定員250人の園舎を移転新築し、令和4年4月に開園することとなった。

これを受け、町では、さらなる住宅地の需要が見込めるものと考え、すばる幼稚園に隣接する場所での宅地造成を実施し、若い世代の移住定住につなげていく。

また、継続して定住促進奨励金を交付し、若い世代の経済的な負担を軽減し、移住定住を促進していく。

さらに、美しい里山里海の資源を活用した受入体制や魅力づくりを推進し、本町に関心を持ってもらい、関係人口の受入候補となるリピーターの確保や空き家の活用を含めた移住定

住に関する各種事業も実施しながら、移住定住の促進につなげていく。

## ② 地域間交流

のと里山空港や北陸新幹線金沢開業、能越自動車道七尾氷見道路の開通などにより、交通アクセスが格段に向上した中で、首都圏や中京方面からの観光客を呼び込み、美しい里山里海の自然景観や本町ならではの食など、町の魅力を感じてもらい、町の産業の振興や移住定住の促進にもつなげていくことができるよう、「西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊」をはじめとした町の賑わいの創出に取り組みながら、地域間交流の促進と交流人口の拡大につなげていく。

## (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	定住促進住宅地整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住 定住促進奨励金事業	町	



### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農業

本町は、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の豊かな自然に恵まれ、古くから農林水産業が盛んな土地柄であった。

しかしながら、農産物の価格低迷、高齢化や担い手不足などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続き、これに伴い、農業従事者や経営耕地面積は減少しており、耕作放棄地の増加や将来における就業人口の減少、担い手不足等が懸念されている。

このような状況の中、土地改良事業により大型ほ場化した集落においては、集落の担い手への農地集積や農業生産法人による営農が進められてきたところである。

今後も、担い手の育成・確保や新規就農者の受入を行っていくとともに、ほ場整備をはじめ、生産基盤の充実や老朽施設の更新・長寿命化、老朽ため池等の改修などの基盤整備を推進しながら、生産性の向上を図っていく必要がある。

##### ② 林業

森林は、水源のかん養、災害の防止、緑とのふれあいの場、さらには地球温暖化防止など、極めて重要な機能を持っている。

本町の森林面積は16,156haで、町土全体(24,676ha)の約66%を占め、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であるが、農業と同様、高齢化、担い手不足が進み、長年にわたる木材需要の停滞、価格の低迷などから、林業従事者は減少し、不在地主などの問題もあり、十分な整備がなされておらず、山林の管理・保全の低下が懸念されている。

特に農業用水、飲料水の水源に乏しい山間部の集落では、森林が重要な水源かん養機能を有するとともに、国土保全、自然環境保全等の役割を果たしており、長期的な展望に立ち、林道や作業道の開設、間伐促進補助等の事業を実施しながら、森林の保全、整備に努めていく必要がある。

##### ③ 水産業

本町の水産業は、古くから天然の良港として栄え、対馬海流によってもたらされる豊富な水産資源に依存した沿岸漁業で発展してきた。

現在、町内には、県漁協の4支所、1出張所があり、第1種漁港には、大島、高浜、安部屋、赤住、七海、領家、赤崎の7漁港、第4種漁港には富来漁港、そして、地方港湾の福浦港があり、そのほか小型船舶の停泊施設となる船溜施設も多くあり、県内でも漁業が盛んな地域として名高い。

近年、漁業経営体や就業者数の減少が続いており、漁獲量の減少、過酷な労働条件や不安定な収入などから、慢性的な高齢化や担い手不足が課題となっており、厳しい漁業経営が続いている。

町では、これまで水産業の振興に向け、漁港浚渫、漁礁の設置や稚魚放流をはじめ、漁港施設等の整備に対する支援、漁業共済事業への助成など、漁業振興施策に積極的に取り組ん

できたところである。

今後も、継続して各種施策を実施していくほか、若い世代の後継者の育成や漁業・漁村の6次産業化による水産業の振興を図っていく必要がある。

#### ④ 商工業

本町の商業は、志賀地域は役場本庁舎、富来地域は支所を中心に商業施設が立地しているが、景気低迷や町外の大型商業施設の存在等により、既存の商店数の減少や売上の低迷が懸念されており、加えて、昨今のコロナ禍の長期化等により、その状況は一層厳しさを増している。

既存商店の減少は、高齢者等の日常の買い物の利便性が低下するだけでなく、地域の活力の低下にもつながるものであり、行政と商工会が連携し、地域の特性を生かした商業振興を図っていく必要がある。

また、工業においては、能登中核工業団地への企業誘致を推進してきたところであり、現在33社が進出し、能登地域全体の雇用の場を創出するに至っている。

そのほか、町内には堀松工場団地もあり、本町にはグローバルに活動する企業が多く立地していることから、若者の就業機会の創出や移住定住にもつながっており、今後も継続して企業誘致を推進していく必要がある。

また、今後の活力ある地域づくりや町内への就業人口を確保するため、これらの工業団地をはじめ、町内の既存企業への支援の充実が求められている。

#### ⑤ 観光・レクリエーション

本町は、能登の里山里海の豊かな自然景観に恵まれ、能登半島国定公園を形成する奇岩怪石、白砂青松の能登金剛をはじめ、日本最古の木造灯台の旧福浦灯台、日本遺産に認定された「能登のキリコ祭り」の富木八朔祭礼、ホテルや公共の宿、ペンションなどが集約する志賀の郷リゾート、大島キャンプ場や増穂浦リゾートのキャンプ施設など、県内有数の多様な観光資源を有している。

しかしながら、本町は、能登観光の周遊ルートとして捉えられているにすぎず、宿泊施設も充実しているが、和倉温泉や輪島が宿泊先となるケースが多く、通過型の観光地となっているのが現状である。

町では、これまでレンタカー利用者をはじめ、学生等の合宿で本町の宿泊施設を利用した場合の宿泊費の一部助成をはじめ、増穂浦海岸での「西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊」イベントの開催など、町外からの観光客を呼び込むための施策を実施してきたところであるが、その効果は限定的であり、広く観光客等呼び込めるような観光施設等の整備など、効果のある施策の推進が求められている。

そのほか、町内の既存観光施設の多くは、設置から長年が経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、改修、更新が必要となっているとともに、これら施設の適正な維持管理と利用の促進、管理運営経費の縮減が求められている。

## (2) その対策

### ① 農業

農業については、ほ場整備等による生産規模の拡大、生産基盤の整備充実や老朽ため池の改修、担い手育成や新規就農者に対する支援、農産物等のブランド化の強化や販路拡大など、ハード・ソフト両面から各種事業を推進し、稼ぐことができる環境整備に取り組んでいく。

また、農業や農村が有する多面的機能を維持し、その効果を発揮するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金制度を活用し、耕作放棄地の発生防止に努めていくとともに、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策として、電気柵の設置等に対する支援を継続して行い、被害の減少に努めていく。

### ② 林業

林業については、森林資源の保全と活用に向けて、森林施業の共同化、合理化を推進するとともに、山林の団地化や造林・保育・間伐等の森林施業を促進していく。

また、林道や作業道を整備し、林業作業の効率化を図り、林業の魅力を高め、後継者を育成し、林業経営の安定、近代化につなげていく。

### ③ 水産業

水産業については、漁業資源の枯渇が憂慮されている中で、持続可能な産業として成長していくことができるよう、水産基盤整備計画に基づき、漁港施設や漁港海岸施設の機能保全整備を促進していくとともに、県漁協の各支所と連携しながら、地魚の高付加価値化、ブランド化などを支援し、地域の資源と特色を生かした漁業振興を推進していく。

また、漁業共済掛金の支援や漁業の近代化のための支援などを行い、新規就業者や担い手の育成、確保に努めていく。

### ④ 商工業

商業においては、既存の商業施設や商店の育成支援、商工会や各種団体と連携したイベントの開催支援などの商業振興に取り組み、町外に流出している購買支出を抑制し、地域経済の活性化につなげていく。

工業では、能登中核工業団地への企業誘致を推進していくとともに、既存企業の施設・設備の新增設や本社機能の移転に対する支援などを行い、さらなる雇用の場の拡大に努めていく。

また、能登中核工業団地内の立地企業等が利用するコミュニティ施設については、施設、設備が老朽化していることから、改修を実施する。

さらに、町内への起業・創業を促進するため、新たな起業・創業を行う場合の資金の一部を助成するなどし、商工業及び地場産業の活性化を図っていく。

### ⑤ 観光・レクリエーション

観光においては、本町には、能登の里山里海の素晴らしい自然景観、日本遺産にも認定さ

れた富木八朔祭礼などのキリコ祭り、そして、能登ならではの豊富な海の幸、山の幸を生かした「食」があり、インバウンドを含めた観光客にとって大きな魅力であることから、この優れた地域資源、伝統文化等を活用し、さらに磨きをかけ、本町の魅力を全国発信しながら、観光振興と地域の活性化を図っていく。

また、必要な観光施設等の整備に取り組んでいくとともに、アクアパーク シ・オンやふるさと文化センター、大島キャンプ場や増穂浦リゾートのキャンプ施設などの老朽化した施設、設備の改修を行っていく。

さらに、シーサイドヴィラ渤海やふるさと文化センターについては、効率的で効果的な施設運営を行うため、指定管理を推進していく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	県営ほ場整備事業	県		
			農業水路等長寿命化防災減災事業	県		
			県営老朽ため池整備事業	県		
			県営震災対策農業施設整備事業	県		
		水産業	県営海岸施設整備事業	県		
	(2) 漁港施設			水産基盤ストックマネジメント事業	町	
				農山漁村整備交付金事業 (漁港海岸保全施設ストックマネジメント事業)	町	
	(5) 企業誘致			能登中核工業団地コミュニティ施設改修事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション			アクアパーク シ・オン改修事業	町	
				ふるさと文化センター改修事業	町	
				キャンプ場改修事業	町	
				観光施設等整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	観光	シーサイドヴィラ渤海・ふるさと文化センター管理運営事業	町		

#### (4) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
志賀地域(旧志賀町) 富来地域(旧富来町)	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本町のケーブルテレビネットワーク施設は、平成20年10月の供用開始以来、既に12年が経過している。

この間、技術革新に伴う設備の高度化が進み、利用者ニーズも多様化してきており、財政面、人材面において、今後、町で対応していくことが厳しい状況になると見込まれ、また、国の「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が示されたこともあり、さらなる情報通信基盤の効率的な管理運営を図っていくため、本事業に精通している金沢ケーブル株式会社へ設備を無償譲渡し、令和4年4月1日から運営を任せることとしている。

これにより、町の財政負担の軽減や行政の効率化が図られるとともに、利用者にとっては、一層充実したインターネット環境が提供されるなど、さらなるサービスの向上につながるものと考えているが、町では、今後も引き続き、災害時等の情報伝達手段としての防災行政無線施設（基地局、屋外子局、中継局）の管理を適正に行っていかなければならず、設置から12年以上が経過し、施設、設備が老朽化していることから、改修、更新に多額の費用を要することが課題となっている。

### (2) その対策

災害時等に住民へ防災情報を伝達する防災行政無線施設について、適切な管理を行っていくとともに、施設の改修のほか、蓄電池の交換等、設備の更新を計画的に進めていく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線施設	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 交通

##### ア 国・県道

本町には、国道249号（L=34.8km、全線舗装）及び主要地方道（県道：L=72.3km、全線舗装）7路線、一般県道（県道：L=29.4km、全線舗装）6路線がある。

国道は100%一次改良済みであり、平成11年に荒屋バイパスが開通し、冬期間の通行もスムーズになった。

しかしながら、荒屋から直海までの区間については狭隘な部分もあり、特に冬期間の交通の安全を確保するため、拡幅改良の早期完成が求められている。

主要地方道においては、平成15年には福浦バイパス、平成17年には松木代田バイパスが開通し、交通の安全性、利便性は向上したが、現在、整備が進められている山間部と市街地等を結ぶ主要道羽咋田鶴浜線、深谷中浜線、輪島富来線などの広域連絡道について、事業促進が求められている。

##### イ 町道

町道は、1、2級路線86路線を基幹道路として、1,082路線ある。

令和2年度末の整備状況では、1、2級路線の延長は118.1kmで、改良率66.2%、舗装率98.5%であり、その他の路線は延長510.7km、改良率42.6%、舗装率84.3%となっている。

全体では、総延長628.8km、改良率47.0%、舗装率87.0%となっている。

本町は面積が広く、集落が散在しているため、町道延長は長く、未整備路線も多い状況にあり、特に集落間道路の整備の遅れが目立っており、計画的に整備を促進していかなければならない。

また、橋梁やトンネルなどの道路構造物をはじめ、道路照明や道路標識などの交通安全施設も含めたインフラ施設については、老朽化が進んでおり、定期的な点検のほか、長寿命化を図っていく必要がある。

さらに、冬期の積雪時等の道路の安全を確保するため、町道の融雪設備整備が求められているほか、老朽化している町所有の除雪機械を計画的に更新していく必要がある。

##### ウ 農道・林道

農道の総延長は605.6km、路線数は356路線であり、その大半は昭和40年ごろまでのほ場整備によるものであるが、幅員が狭く、近年の農業機械の大型化等により、通行に支障を来す箇所もあることから、ほ場の大区画整備に合わせて、計画的に整備を進めていく必要がある。

また、林道の総延長は138.5kmで、路線数は90路線あり、広大な山林の有効活用、森林施業の効率化を図るためには、林道や作業道の開設、路面改良などの基盤整備を推進していかなければならない。

## エ 交通確保対策

本町の公共交通は、民間による路線バスと平成14年度から運行を開始した町のコミュニティバスが主な交通手段となっている。

近年の人口減少が進行する中で、自家用車の普及やライフスタイルの変化、交通アクセスの向上等により、バス利用者は年々減少しており、路線バス事業者の経営は大変厳しい状況となっている。

町では、これまで、路線バス事業者に対し、不採算路線への運行費補助などを行い、路線の維持確保に努めてきたが、近年では、運行便数の大幅な減少や路線が廃止となるなどしている状況にあり、路線の撤退も危惧されている。

しかしながら、公共交通は、子どもや高齢者、学生など、交通弱者にとって欠くことのできない重要な移動手段であることから、コミュニティバスがその機能を補完するなどしていかなければならない状況にある。

## (2) その対策

### ① 交通

#### ア 国・県道

荒屋から直海までの区間の国道拡幅については、現在工事が進められているが、事業の促進と早期完成を関係機関に要請していく。

また、主要地方道については、幅員の確保、急カーブの緩和等、未改良路線及び区間の整備を要請していく。

#### イ 町道

基幹道路である1、2級路線を主とする未改良、未舗装路線の整備を積極的に推進していくとともに、橋梁・トンネル等の道路構造物、道路照明や標識については、長寿命化計画に基づき、定期的な点検、計画的な補強補修を行い、整備を進めていく。

また、冬期の積雪時等における道路の安全を確保するため、交通量が多く、通学路となっている町道の融雪設備整備を進めていくとともに、町所有の除雪機械の計画的な更新に努めていく。

#### ウ 農道・林道

農林道については、迅速かつ安全な農産物輸送路の確保、中山間地域における生活環境の整備を推進していくため、適正な維持管理に努めていくとともに、必要な基盤整備を促進していく。

また、森林施業の合理化・効率化と林業資材・林産物の搬出入の効率化を進めるため、森林の多面的活用等を考慮しつつ、県・町道との有機的連携を図りながら、計画的に林道・作業道の整備を促進していく。



## エ 交通確保対策

高齢者や児童・生徒などの重要な交通手段として、路線バスの維持・確保に努めるとともに、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行形態として、小型バスやデマンド交通などの運行形態を推進していく。

また、コミュニティバス車両については、安全運行の観点から、計画的に更新していく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	道路改良舗装事業	町	
			道路側溝等補修事業	町	
			町道荒屋輪島線道路改良事業 (地方創生道整備推進交付金事業)	町	
			町道高浜羽咋線道路改良事業 (地方創生道整備推進交付金事業)	町	
		町道高浜羽咋線道路改良事業 (防災・安全社会資本整備総合交付金事業)	町		
		橋りょう	道路メンテナンス事業 (道路メンテナンス補助金事業)	町	
		その他	町道法面改修事業 (防災・安全社会資本整備総合交付金事業)	町	
	(6) 自動車等	自動車	コミュニティバス等更新事業	町	
	(8) 道路整備機械等		除雪機械整備事業 (防災・安全社会資本整備総合交付金事業)	町	
	(10) その他		町道照明等施設改修事業 (防災・安全社会資本整備総合交付金事業)	町	
		町道融雪設備整備事業 (防災・安全社会資本整備総合交付金事業)	町		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道

本町の水道事業は、安定した水の供給と健全な経営体制の確立を目指し、平成29年4月に、これまでの志賀地域を給水区域とした志賀町上水道に、富来地域の富来地区上水道、熊野簡易水道を事業統合し、事業認可外の鶴野屋地保飲料水供給施設を会計統合し、1つの公営企業会計で運営している。

令和元年度末の水道普及率は94.8%となっており、安全な水道水の安定的な供給が行われているが、人口減少や過疎化の進行により、給水人口は減少し、収益は減少している状況にある。

また、老朽化した配水池や浄水施設、管路の改修や耐震化を計画的に実施していく必要があり、多額の事業費が必要となっている。

#### ② 下水処理

本町では、これまで快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、地域特性に応じた効率的な汚水処理施設の整備を促進してきた。

山間部の地域での農業集落排水や合併処理浄化槽の整備は完了し、公共下水道の整備についても、一部の地域を除き、施設、管路の整備は概成している状況にある。

これにより、令和元年度末の水洗化率は77.3%となっており、快適な生活環境の整備が進んでいる。

しかしながら、人口減少や過疎化の進行により、有収水量の増加は見込めず、使用料の増収は期待できない状況にある中で、今後は、既存施設・管路の耐震・耐水化を含めた改修や更新、隣接する農業集落排水処理区の統合、頻発する豪雨災害への対応としての雨水基幹排水対策などに事業をシフトしていかなければならず、多額の事業費を伴うことから、厳しい事業経営が続くものと見込まれる。

#### ③ 廃棄物処理

廃棄物処理については、羽咋市と宝達志水町の1市2町で構成する羽咋郡市広域圏事務組合で共同処理しており、可燃ごみについては、リサイクルセンターのごみ燃料化施設でRDF化し、石川北部RDFセンターで発電燃料として利用し、処理されている。

そうした中、石川北部RDFセンターについては、令和4年12月末をもって受入を終了し、令和5年3月末をもって事業を終了することが決定していることから、広域圏での新たなごみ処理施設の建設が必要となっており、施設整備には多額の財政負担を伴うことが課題となっている。

また、町のごみ収集においては、町が所有する清掃車を委託事業者に貸し出し、収集運搬しているが、老朽化した清掃車の更新が必要となっている。

#### ④ 火葬場

火葬場についても、羽咋市と宝達志水町の1市2町で構成する羽咋郡市広域圏事務組合で共同運営しており、羽咋と志賀の2つの斎場があるが、施設の老朽化と立地環境の観点から新たな施設整備が求められている。

現在、広域圏で圏域の利用者の利便性も考慮しながら、施設整備に向けた検討が進められているが、本町としては、ごみ処理施設の建設と同様に、多額の財政負担を伴うことが課題である。

#### ⑤ 消防

消防体制については、羽咋郡市広域圏事務組合の志賀消防署及び富来分署の常備消防と、町消防団の16分団で対応している。

本町は面積が広く、地形的に広範囲であるため、町では、防火水槽の新設や改修、消火栓の整備を推進し、消火体制の充実を図ってきたところであるが、有蓋化を含めた改修など、さらなる整備が求められている。

また、広域圏の消防本部や消防署については、設置から長い年数が経過し、施設、設備が老朽化していることから、改修、更新が必要となっているほか、広域圏及び町消防団分団の消防ポンプ自動車や資機材等を計画的に更新していかなければならず、多額の事業費が必要となっている。

さらに、町消防団においては、高齢化や若年層の転出などにより、団員の確保が困難な状況になっており、適正な団員数の確保や自主防災組織の育成に向けた取組が求められている。

#### ⑥ 公営住宅

町内には、公営住宅が15施設（201戸）あるが、当初整備から長年が経過し、老朽化している施設が多いことから、町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを含めた公営住宅の整備の推進が必要となっている。

また、現在、高齢者を対象とした公営住宅は2施設あるが、高齢化が進む中で、需要が高く、新たな施設整備が求められている。

#### ⑦ その他

近年、全国各地で記録的な豪雨や台風、地震や大雪等による大規模災害が多発している。

本町においても、平成30年8月末、記録的な豪雨により、町内各所で道路や農地の冠水、河川の氾濫などによる浸水や土砂崩れなどが発生し、大きな被害を受けた。

その際には、町が指定する避難所をはじめ、各地区の公民館や集会所などの避難所を開設し、緊迫した状況の中で、多くの住民が避難したところであり、避難所の果たす役割の重大さを改めて認識したところである。

しかしながら、町が指定する避難所については、老朽化により、施設、設備の改修、更新が必要となることから、その対応が求められている。

また、本町には、急傾斜地を抱える地域が多く、近年の頻発する豪雨災害による山林の崩壊などが危惧されているところであり、地域住民の安全を確保するため、急傾斜地の崩壊対

策の実施が求められている。

## (2) その対策

### ① 水道

持続的な水道ライフラインの強化と経営体制の確立を図るため、平成29年度に策定した新たな水道ビジョンに基づき、耐震化を含めた施設の改修、更新を実施するとともに、施設の集約化、効率化を図り、住民生活の安心・安全につなげていく。

### ② 下水処理

本町の汚水処理基本計画に沿って事業を進め、地域の特性に応じた効果的・効率的な整備を図り、水洗化を積極的に推進していく。

また、施設管理についても、ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽度合に応じた長寿命化を図り、処理人口に合わせた施設統合も実施しながら、適正配置、機能強化を図っていく。

雨水排水については、近年増え続ける豪雨災害を未然に防ぐため、基幹となる排水路を計画的に整備していく。

### ③ 廃棄物処理

可燃ごみの処理については、石川北部RDFセンターの受入が令和4年12月末をもって終了し、令和5年3月末をもって事業終了となることから、現在、広域圏において、新たなごみ焼却施設の建設を計画しているところであり、本町としては、その整備計画に基づき、施設整備に係る財源の捻出に努めていく。

また、町のごみ収集に係る老朽化した清掃車については、計画的に更新を行っていく。

### ④ 火葬場

火葬場は、地域住民の生活に必要な不可欠な施設であり、現在、広域圏において、地域住民の利便性を考慮し、建設場所や施設規模等について検討しているところであり、本町としては、今後示される広域圏の整備計画に基づき、施設整備に係る財源の捻出に努めていく。

### ⑤ 消防

消防施設については、防火水槽の新設や改修、消火栓の整備を推進していくとともに、町消防団分団の消防ポンプ自動車の計画的な更新を行っていく。

また、広域圏消防本部及び消防署の施設、設備の改修や更新、消防自動車等の更新については、広域圏の計画に基づき、適正に対応していく。

さらに、消防団員の確保については、地域事情を勘案した消防団の配置について検討するとともに、団員の処遇改善等の取り組みを進めていく。

そのほか、火災のみならず、災害対応や行方不明者の搜索など、近年の増加する消防団活

動を支援するほか、地域における「共助」の取組を推進するため、自主防災組織を育成し、地域や消防・警察・行政が連携した防災体制づくりに努めていく。

#### ⑥ 公営住宅

町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを含めた公営住宅の整備を推進していくとともに、高齢化が進む中で、需給バランス等を把握したうえで、高齢者住宅の整備に向けた取組を進めていく。

#### ⑦ その他

過疎地域の安全・安心を確保するうえで、街灯や防犯灯は重要な役割を果たしており、省エネルギー化や設備の長寿命化を図る観点から、LED化を促進していく。

また、自然災害から地域住民を守るため、河川の整備、急傾斜地の崩壊対策や土砂災害危険区域の未然防止策を促進していく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	公共下水道	公共下水道事業(中央処理区)	町	
			公共下水道事業(富来処理区)	町	
			公共下水道事業(雨水排水)	町	
			公共下水道事業(定住促進住宅地整備事業関連)	町	
		農業集落排水施設	農業集落排水事業(機能強化)	町	
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	広域圏ごみ処理施設建設負担金事業	広域圏	
		その他	清掃車更新事業	町	
	(4) 火葬場		広域圏火葬場建設負担金事業	広域圏	
	(5) 消防施設		防火水槽等新設事業	町	
			防火水槽修繕事業(有蓋化工事)	町	
			消防自動車購入事業	町	
			広域圏消防署施設整備・改修負担金事業	広域圏	
			広域圏消防車両等整備負担金事業	広域圏	
	(6) 公営住宅		高齢者住宅整備事業	町	
	(8) その他		地域交流センター改修事業	町	
		県営急傾斜地崩壊対策事業(福浦地区)	県		
		県営急傾斜地崩壊対策事業(神代地区)	県		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 児童福祉

若年層の流出や少子化の影響で出生者数も減少する中、保護者の就労形態の変化や核家族化等により、児童福祉のニーズも多様化している。

平成27年国勢調査における本町の0歳から14歳までの年少人口は、志賀地域が1,615人で人口総数の7.9%、富来地域が458人で2.2%、町全体では2,073人で10.2%となり、10年前の2,796人、11.8%からさらに減少し、少子化が進行している。

保育施設については、児童数の減少に伴い、順次統廃合を進めてきたところであり、現在、志賀地域に公立3園、民間の認定こども園1園、富来地域に公立1園の5園となっている。

また、令和4年4月には、民間の認定こども園が、みらいとうぶの定住促進住宅地に隣接する場所に、定員250人の園舎を移転新築することに伴い、令和3年度をもって、志賀地域の1園を廃止する計画である。

こうした状況の中、現在運営している保育園や児童館については、設置から長い年月が経過し、施設、設備が老朽化してきていることから、改修、更新が求められている。

#### ② 高齢者福祉

平成27年国勢調査の本町の高齢者比率は、志賀地域が34.7%、富来地域が50.6%、町全体で40.2%となり、10年前の31.1%からさらに上昇し、高齢化が進行している。

特に、富来地域での人口減少、高齢化は、加速的に進んでおり、今後も上昇していくものと見込まれ、高齢者人口に占める要介護認定者の割合も増加するものと予測される。

こうした状況の中で、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り在宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、早期からの疾病・介護予防対策等を推進し、保健・医療・福祉の総合的な対策を講じていくことが重要な課題となっている。

また、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、認知症の理解と見守りの重要性を啓発し、日常的な声かけや見守りの意識を高め、地域ぐるみで高齢者福祉の充実に努めていく必要がある。

こうした中、本町の高齢者福祉の中核を担うデイサービスセンター・ショートステイについては、施設、設備の老朽化が進み、改修、更新が必要となっている。

#### ③ その他

保健福祉センターは、保健、医療、福祉における地域社会の多様なニーズに対応し、様々な事業を展開している拠点施設であるが、平成10年の建設から20年以上が経過し、施設、設備が老朽化しており、改修、更新が必要となっている。

また、高齢者の健康増進、交流の場として多くの町民に利用されている富来地域のとき地域福祉センター、志賀地域のやすらぎ荘やシルバーハウスについては、施設の適正な維持管

理と利用の促進、管理運営経費の縮減が求められている。

## (2) その対策

### ① 児童福祉

今後ますます多様化する保育ニーズに的確に対応していくとともに、公立保育園、民間こども園がそれぞれの機能を最大限に発揮し、町の保育サービスの向上と子育て環境の充実に取り組んでいく。

また、保育園や児童館などの老朽化した施設、設備については、計画的な改修、更新を進め、安心・安全の保育環境の整備に努めていく。

### ② 高齢者福祉

住み慣れた地域や家庭で生きがいをもって安心して暮らしていくことができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、町全体で町民の健康を支援する、地域ケアシステムのさらなる充実に取り組んでいく。

また、運動・体力づくり主体の健康づくりから、地元の各種施設等を活用し、趣味や生きがいとしての総合健康づくり運動を推進するなどし、保健・医療・福祉の連携、介護予防の充実を図っていく。

さらに、今後の利用者ニーズに対応した必要な高齢者福祉施設の整備を進めていくとともに、高齢者福祉の中核施設であるデイサービスセンター・ショートステイについて、施設の運営に支障が生じることのないよう、施設、設備の改修を計画的に実施していく。

### ③ その他

保健、医療、福祉における中核施設である保健福祉センターについては、事業の遂行に支障が生じることのないよう、計画的に施設、設備の改修、更新を実施していく。

また、とぎ地域福祉センター、やすらぎ荘、シルバーハウスについては、効率的で効果的な施設運営を行うため、指定管理を推進していく。



### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所	とぎ保育園改修事業	町	
		児童館	児童館改修事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設	老人ホーム	高齢者福祉施設整備事業	町	
			志賀町デイサービスセンター・ショートステイ改修事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター		保健福祉センター改修事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉	とぎ地域福祉センター管理運営事業	町	
やすらぎ荘・シルバーハウス管理運営事業			町		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町の医療機関は、公立（町立）病院1、診療所（町立）1、民間では病院1、医院6、歯科医院6の15施設があり、相互に連携をとりながら医療活動を行っている。

町立富来病院は、平成10年に移転新築し、多様化した住民の医療ニーズに対応した地域の中核病院としての使命を果たしてきたが、赤字経営が続き、経営改革が求められてきた。

このことから、本町では、地域の医療ニーズに見合った病院改革を実施することとし、平成30年10月に急性期一般病床の一部を地域包括ケア病床に機能転換し、平成31年1月には、医療と介護サービスを一体的に提供する介護医療院を開設するなどしたところ、令和元年度の経常収支は、初めて黒字となる成果が得られている。

このような状況の中、町立富来病院は、開設から20年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進み、改修が必要となっているほか、X線CT装置やMRI装置などの医療機器についても老朽化しており、計画的に更新していく必要がある。

また、志賀地域の医療の中核的な役割を担う町立診療所の志賀クリニックについても、平成13年の開設以来、20年余り経過し、施設、設備、医療機器が老朽化していることから、改修、更新が必要となっている。

さらに、羽咋郡市広域圏で運営している公立羽咋病院についても、同様に施設、設備、医療機器の計画的な改修、更新が必要となっており、多額の財政負担を伴うことになる。

### (2) その対策

町立富来病院、志賀クリニック、広域圏の公立羽咋病院においても、開設から長い年月が経過し、老朽化が進んでいることから、施設、設備、医療機器の計画的な改修、更新を実施し、適正で良質な医療を提供していくことのできる環境整備に取り組んでいく。

また、地域全体で医療機能の充実を図り、高齢化に対応した在宅医療・介護を進めていく等、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアを推進し、地域住民に安心・安全で良質な医療を提供するよう努めていく。

さらに、町内外の医療機関と連携し、情報通信や電子カルテの情報共有システムなどを利用した地域医療の充実に努め、立地条件不利による医療提供の格差是正を図っていく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	病院	町立富来病院改修事業	町	
			公立羽咋病院施設・設備改修等負担金事業	広域圏	
		診療所	町立診療所改修事業	町	
		その他	町立富来病院医療機器更新事業	町	
			公立羽咋病院医療機器等整備負担金事業	広域圏	
			町立診療所医療機器更新事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

本町の学校数は、志賀地域、富来地域ともに、小学校1校、中学校1校ずつの4校である。

志賀地域においては、以前、小学校が7校あったが、児童数の減少等に伴い、平成28年4月に統合し、新たに建設した志賀小学校での授業を開始し、富来地域においては、平成17年に小学校5校を旧増穂小学校に統合しており、老朽化した富来中学校は、平成25年9月に改修した旧富来高校に移転し、児童・生徒数に応じた施設規模の学校整備は終了している。

また、施設及び非構造部材の耐震化についても、すべての工事を完了している。

現在、統合により廃止となった各地区の小学校の校舎やプールについては、利用目的のないものは解体し、体育館については、公民館活動や避難施設として利用できるよう、玄関やトイレ、照明等の改修を進めているところであるが、改修や解体には多額の財政負担を伴うことから、財源の捻出が課題となっている。

さらに、遠隔地域の児童・生徒の通学はスクールバスで対応しているが、計画的な更新が必要となっている。

また、小学校、中学校ともに、時代に即応した情報教育に対応するため、平成27年度から電子黒板や児童・生徒用のタブレット端末などを順次購入し、計画していた整備を終えたところであるが、今後は、これらの機器の更新に多額の財政負担を伴うことになる。

このほか、学校給食共同調理場については、平成16年の大規模改修から17年が経過し、施設、設備や調理機器が老朽化しており、更新が必要となっている。

#### ② 生涯学習

生涯学習拠点施設の文化ホール、富来活性化センターについては、当初整備や大規模改修から長年が経過し、施設、設備の老朽化が進んでいることから、改修が必要となっており、今後の施設のあり方を含めた検討を進めていく必要がある。

また、現在、志賀地域、富来地域には、それぞれ8つの地区公民館があり、この施設を拠点に各種グループ教室や学習講座等が積極的に開催されているが、各地区の小学校廃止後の地域の賑わいは、公民館行事等で創出し、地域の活力につなげていく必要があることから、さらなる公民館活動の充実が求められている。

そうした中で、これらの地区公民館については、当初整備及び改修から長い年月が経過し、施設、設備の老朽化が著しく改修が必要となっており、計画的な施設等の更新が求められている。

#### ③ 体育施設

本町における体育施設については、旧町から引き継がれた同種の機能を持つ施設が多く存在していたことから、これまで適正な施設配置の考え方のもとで、効率的な施設運営を目指し、統廃合を進めてきたところである。

しかしながら、今後も継続して活用していく施設においても、設置から長年が経過し、施設・設備が老朽化していることから、計画的な改修、更新が必要となっている。

#### ④ その他

公共施設等管理総合計画に基づき、今後も継続して活用する体育施設にあつては、施設の適正な維持管理と利用の促進、管理運営経費の縮減が求められている。

## (2) その対策

### ① 学校教育

学校教育における児童・生徒の安全かつ快適な教育環境の確保と教育効果の向上を図るため、学校施設・設備を適正に点検、維持していくとともに、長寿命化を図るため、必要な改修を実施していく。

また、統合により廃止となった各地区の小学校の校舎やプールについては、利用目的のないものは解体し、体育館については、公民館活動や避難施設として利用できるよう、玄関やトイレ、照明等の改修を進めていく。

さらに、今後のまちづくりを担う貴重な人材を育成するとともに、時代に即した学校教育のさらなる充実を図るため、小・中学校のICT教育環境の整備や更新に取り組んでいくとともに、教員等指導者の育成にも努めていく。

遠隔地域の児童・生徒の通学用スクールバスについては、計画的に更新を行っていく。

このほか、学校給食共同調理場の施設、設備、調理機器等については、給食の提供に支障が生じることのないよう、必要な改修、更新を実施していく。

### ② 生涯学習

生涯学習活動の拠点施設として活用している文化ホールや富来活性化センターについては、施設、設備の老朽化が著しいことから、今後の施設のあり方について方針決定のうえ、必要な改修又は施設整備を実施していく。

また、地区公民館施設については、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した公民館にあつては、整備方針を検討のうえ、改修又は建て替えを実施していく。

### ③ 体育施設

過疎地域の住民の健康に対する意識を高め、身近で安全にスポーツ活動に親しむことができるよう、老朽化した体育施設の施設、設備については、計画的な改修、更新を実施していく。

また、これらの施設を活用して、各種スポーツ教室の開催や指導者の育成に取り組むとともに、健康増進を目的に、誰もが気軽に参加できるスポーツの普及・振興に努めていく。

### ④ その他

町総合体育館や武道館、陸上競技場、野球場、富来B&G海洋センター「フレア」などの

体育施設については、効率的で効果的な施設運営を行うため、指定管理を推進していく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	学校施設改修事業	町	
		スクールバス	スクールバス購入事業	町	
		給食施設	学校給食共同調理場改修事業	町	
		その他	旧小学校体育館改修事業	町	
			旧小学校校舎・プール解体事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	文化ホール改修事業	町	
			富来活性化センター等改修事業	町	
			志賀町工芸工房改修事業	町	
			地区公民館改築事業	町	
		体育施設	志賀町野球場改修事業	町	
			町民テニスコート改修事業	町	
			富来B&G海洋センター改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スポーツ	体育施設管理運営事業	町	
			富来B&G海洋センター管理運営事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化、施設マネジメント等を計画的に推進していく。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町には138の集落（志賀地域84、富来地域54）があり、かつては農業や漁業が中心であったことから、居住地域も生活に密着した形で自然発生的に散在しており、集落の規模や環境等は様々である。

各地域では、市街地や幹線道路、学校、公共施設から離れた集落ほど過疎化が進行し、高齢化や一人暮らし老人世帯の増加などにより、集落の共同作業や祭礼・行事の実施などに支障を来す状況となっている。

このことに対処するため、空き家を活用した短期移住体験や移住モニターツアーの企画など、地方での生活を望む都市部の住民との交流を促進し、過疎地域への移住定住に繋げていく必要がある。

また、空き家の増加により、危険空き家などの問題が生じており、その対策が求められている。

### (2) その対策

過疎地域の集落においては、空き家が増加しており、放置された危険空き家などの問題が生じていることから、こうした空き家の解体費用の一部を補助する制度を創設し、適正に対処していく。

また、人口減少、過疎化が進む中、自治会などのコミュニティ活動の拠点となる集会所施設の新築や改築等に対し、継続して支援を行い、集落の活力維持につなげていく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	集会所施設整備補助事業	町 民間等	
			空き家解体補助事業	町 民間等	

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

志賀地域には、県指定文化財をはじめ、町指定無形民俗文化財の堀松綱引き祭りや館開に伝わる祝い唄の嫁ほめ詞、県内で最も古い歴史を持つ太鼓打ち競技大会など、数多くの文化遺産や伝統芸能が残されている。

また、富来地域においても、長い歴史に培われた富木八朔祭礼等のキリコ祭りや重要文化財に指定されている松尾神社本殿などの歴史的建造物や遺跡が数多く残されている。

特に、8世紀から10世紀初期にかけて中国東北部で栄えた渤海国との交流があった史実は特筆すべきものである。

さらに、平成27年4月には、文化庁が創設した日本遺産に、本町を含む6市町の「能登のキリコ祭り」が認定され、さらに、令和2年6月には、「北前船寄港地・船主集落」をテーマとして、江戸時代に北前船の西回り航路の寄港地として栄えた福浦港などを有する町として、日本遺産に追加認定されている。

しかしながら、各地域に点在する特色ある祭礼や伝統芸能は、少子高齢化の進行や若者の都市部への流出によって失われつつあり、これらを保存・伝承していく取組が求められている。

### (2) その対策

県や町指定文化財について、貴重な文化・歴史的財産が損なわれることのないよう、適正な保存、管理、整備に取り組み、継承していく。

また、日本遺産にも認定された本町の貴重な伝統文化、祭礼、伝統芸能についても、保存、継承に取り組むとともに、観光資源として活用するなどし、過疎地域の活性化につなげていく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)		事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	文化財保存事業	町 民間等	



## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会を実現していくため、温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギーの利用が強く求められている。

本町においては、これまで民間企業によるメガソーラーや風力発電施設の建設をはじめ、一般住宅や事業所等における太陽光パネル等の設置が進められてきた。

また、公共施設においても、富来中学校の太陽光発電設備の設置をはじめ、文化ホールや総合武道館などにおけるLEDソーラーシステム街路灯の設置を実施してきたところである。

こうした中、国では、この流れをさらに広げていくため、公共施設における地域特性に応じた再生可能エネルギー活用の促進を求めているところであり、その取組を推進していく必要がある。

### (2) その対策

本町の豊かな自然環境とエネルギー安定供給の確保との調和を図りながら、再生可能エネルギーの利活用を推進していくため、一般住宅や事業所における太陽光パネル等の設置について、さらなる広報に努め、普及促進を啓発していく。

また、公共施設においても、既に設置の施設、設備の適正な維持管理と必要な改修を実施していくとともに、その他の設置可能な施設への導入を積極的に推進していく。

### (3) 計画

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー整備事業	町	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進奨励金事業	町			
		内 容			町が分譲する住宅地を取得する移住者に奨励金を交付するもの。	
		必要性			若い世代の移住定住を促進するため。	
		効 果	移住定住者の増加と活力あるまちづくりに資する。			
2 産業の振興	観光	シーサイドヴィラ渤海・ふるさと文化センター管理運営事業	町			
		内 容			施設の指定管理を行うもの。	
		必要性			施設の利用促進や管理運営経費の縮減につなげるため。	
		効 果	サービス及び利用者満足度の向上、官民の協働につながる。			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	とぎ地域福祉センター管理運営事業	町			
		内 容			施設の指定管理を行うもの。	
		必要性			施設の利用促進や管理運営経費の縮減につなげるため。	
				効 果	サービス及び利用者満足度の向上、官民の協働につながる。	
				やすらぎ荘・シルバーハウス管理運営事業	町	
		内 容	施設の指定管理を行うもの。			
必要性	施設の利用促進や管理運営経費の縮減につなげるため。					
		効 果	サービス及び利用者満足度の向上、官民の協働につながる。			
8 教育の振興	スポーツ	体育施設管理運営事業	町			
		内 容			町総合体育館、武道館、陸上競技場、野球場等の体育施設の指定管理を行うもの。	
		必要性			施設の利用促進や管理運営経費の縮減につなげるため。	
				効 果	サービス及び利用者満足度の向上、官民の協働につながる。	
				富来B&G海洋センター管理運営事業	町	
		内 容	施設の指定管理を行うもの。			
必要性	施設の利用促進や管理運営経費の縮減につなげるため。					
		効 果	サービス及び利用者満足度の向上、官民の協働につながる。			
9 集落の整備	集落整備	集会所施設整備補助事業	町 民間等			
		内 容			集会所施設の新增築、改築に係る費用の一部を補助するもの。	
		必要性			少子高齢化が進む過疎集落への支援のため。	
				効 果	集落の活力維持につながる。	
				空き家解体補助事業	町 民間等	
		内 容	危険空き家の解体費用の一部を補助するもの。			
必要性	増加している危険空き家の解体を促進するため。					
		効 果	集落の安全・安心な生活環境が確保される。			

施策区分	事業名(施設名)	事業内容		事業主体	備考
10 地域文化の振興等	地域文化振興	文化財保存事業		町 民間等	
		内 容	県や町指定文化財の保存、修理に対し、費用の一部を補助するもの。		
		必要性	町の貴重な文化・歴史的財産を保護するため。		
		効 果	町の貴重な文化・歴史的財産を次代に継承していくことができる。		